

津山圏域しごと座談会（仮称）企画運営業務委託公募仕様書

1 委託業務名

津山圏域しごと座談会（仮称）企画運営業務

2 仕様書の目的

この仕様書は、津山広域事務組合が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。

3 事業の目的

近年、地方に存する中小企業では、慢性的な人材不足が課題となっており、津山圏域内においても、人材確保のための取り組みが必要な状況となっている。

開催時期など工夫しながら津山圏域内での企業説明会を開催しているが、圏域においては大学等が少なく、進学による流出人口が多いことから、雇用対象者の多くを占める新規学卒者などの集客は限られる状況にある。

本事業では、岡山県内の多くの大学等が集まっており、他県等からの交通のアクセスも良い岡山市を会場としてイベントを開催することで、県南等圏域外に在住の学生を中心に、圏域企業の魅力や活動の周知、雇用の創出を図るとともに、Iターン、Uターン等移住による圏域内の人口創出に寄与することを目的とする。

4 業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

5 委託料限度額

1,428,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

6 業務内容

企業説明会の企画・設営・運営一式

(1) 開催時期：令和6年2月

(2) 開催場所：岡山市内に所在する会場で落札者が選定を行う。

※会場の使用料については、津山広域事務組合が負担する。

(3) 参加対象者：学生・一般求職者など就職を希望する者を対象とし、概ね50人以上の参加者を確保するよう努めること。なお、学生に対しては業界研究、一般求職者に対しては個別面談からの求人情報等の提供までを行うことができるものとする。

(4) 参加企業：津山圏域内の企業で、正社員の求人を有する企業を募集し、30社程度確保すること。

(5) 運営方法：

ア 上記開催場所において、予定している参加企業数及び参加者見込み数を収容でき、企業ブースへの参加者の訪問、誘導が可能なレイアウトを提案し、設営を行うこと。

イ 当日の運営については、参加者が希望する企業の説明が効率的に行われ、円滑な進行管理ができるよう創意工夫し実施すること。

(6) 参加対象者への周知活動等：告知チラシを作成し、周知活動を行うこと。また、SNS 等を活用し、積極的な周知活動を行い、集客に努めること。

(7) 参加企業への採用活動支援について：津山圏域しごと座談会（仮称）に参加する企業へ開催日前までに、津山圏域しごと座談会（仮称）をより効果的に活用できるよう、実施・運営方法、ブース装飾、集客方法、プレゼン内容等について 詳しく説明するとともに、求職者の求めに応じた柔軟な働き方に対応するよう提案すること。

(8) 上記に関わらず提案上限額の範囲内でこの事業を効果的に実施するために必要な提案を行うことを可とする。

7 本業務委託の完了報告について

(1) 委託業務完了後、速やかに委託業務概要を業務完了報告書により提出すること。

(2) 企業説明会の参加企業及び参加者に対してアンケート調査を実施し、その結果及び分析を業務完了報告書に記載し提出すること。

8 委託経費内訳

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費）とする。ただし、プログラム参加者の旅費、宿泊費、食糧費等は、本事業の対象経費としない。

なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

9 実績報告書の提出と提出期限

受託者は、納期までに実績報告書を作成し、A4サイズで2部提出すること。

(1) 実績報告書の内容

ア 事業概要

イ 事業の目標・成果指標

ウ 事業実施体制

エ 参加者等の属性

オ 事業内容及び成果

カ 課題検証と今後の体制整備に関する提案 等

(2) 納期

令和6年3月15日(金)

(3) 納入場所

岡山県津山市山下9-2-1 津山圏域雇用労働センター内

津山広域事務組合

TEL : 0868-24-3633 FAX : 0868-22-9647

E-mail : koyou@tvvt.ne.jp

10 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、津山広域事務組合の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、参加学生が同意することを条件に、企業情報等を提供するために、参加した企業へ学生の連絡先等を提供することは可とする。
- (3) 本業務には、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- (4) 本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整は十分に行うこと。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、津山広域事務組合に帰属するものとする。
- (6) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ津山広域事務組合と協議し、承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議のうえ、適切に対応すること。